

“飼い犬・飼い猫へのマイクロチップ装着に対する費用の一部を補助します”

「犬猫へのマイクロチップ装着費補助金」

動物愛護法の改正により、犬猫へのマイクロチップの装着が義務化されます。既に所有している犬猫についてはマイクロチップの装着が努力義務とされます。

この補助金は、法の趣旨に基づき、マイクロチップの装着を推進し、所有者明示の措置を講ずることで、常時や災害時に保護収容する犬猫を速やかに所有者に返還することを目的とし、マイクロチップ装着に要する費用の一部を予算の範囲内において補助するものです。

詳しくは下記の「補助金の概要」、「申請から交付までの流れ」をお読みください。

補助金の概要

| | |
|------------------|---|
| 募集内容 | 既に所有する犬猫に対し、マイクロチップを装着する費用及び動物ID普及推進会議（AIPPO）への登録に係る費用を支払った所有者に対して、3,000円（100円未満切り捨て）を上限として装着費補助金を交付します。 ※申請は装着後60日以内とします。 ※予算の範囲内での補助金交付となります。 |
| 不妊・去勢手術補助の対象（条件） | ○ 鬼北町に住所を有する個人の所有者であること。（団体は対象外） ○ 動物取扱業を営むものに該当しないこと。 ○ 犬の場合は、狂犬病予防法の規定に基づき登録し、注射済票の交付を受けていること。 ○ 鬼北町の町税・各保険料・各使用（利用）料等を滞納していない世帯に属していること。 ※犬猫の所有権を有することとなる日以前に既にマイクロチップが装着されている場合は対象外 |
| 受付開始 | 毎年4月1日から |
| 応募方法 | 鬼北町役場環境保全課に「補助金交付申請書」を用意しておりますので、お持ち帰りいただき、必要事項を記入し環境保全課へ提出してください。 申請書はホームページからダウンロードできますのでご活用ください。 ※申請書類の郵送での受付は行いません。 |
| 提出書類 | 補助金交付申請書（様式第1号）・・・手術し、補助金交付を申請する時 補助金交付請求書（様式第4号）・・・補助金交付決定後に補助金を請求する時 |

申請から交付までの流れ (ステップ①～③)

申請書の提出 ステップ①

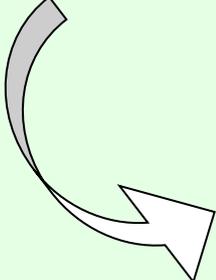
鬼北町役場環境保全課にて「補助金交付申請書」、を受け取ってください。

ホームページからダウンロードし、申請することも可能です。

装着後は必ずA I P Oへの登録を行ってください。

申請者記入欄の必要事項の記入が完了しましたら、装着費用の領収書の写し、A I P Oが発行するマイクロチップデータ登録完了通知書の写しを添付し、環境保全課まで提出してください。

申請書の提出は装着後60日以内となります。なお、郵送での申請は受け付けできませんのでご注意ください。



交付・不交付の決定 ステップ②

申請書提出後、税金・料金等に未納が無いかなどの確認を行います。

交付すると判断した場合は、後日郵送にて「補助金交付決定通知書」を送付致します。

交付しないと判断した場合は、後日郵送にて「補助金不交付決定通知書」を送付致します。不交付理由を記載しておりますのでご確認頂きます。

補助金の請求・振込 ステップ③

補助金交付決定通知書が届いた後は、30日以内に同封されている「補助金交付請求書」に補助金の振込先等を記載し、環境保全課まで提出してください。(郵送での請求はできません。)

補助金交付請求書を確認後、指定の口座へ補助金をお振り込み致します。

